

公益社団法人日本ストリートダンス教育研究所定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本ストリートダンス教育研究所と称する。

この法人の英文名は **Japan Street Dance Education Institute** (ジャパンストリートダンスエデュケーションインスティテュート) とし、略称を **JSDEI** (ジェイエスディーイーアイ) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都世田谷区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、体育教育等で行なわれるリズムダンスの研究を行うとともに、教育機関と連携してのストリートダンス教育、正しい知識と技術を備えたストリートダンス指導者の育成を行い、以って青少年の健全な育成と、ストリートダンス文化の振興及び継承に寄与する事を目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ストリートダンス文化の研究
- (2) ストリートダンス教材の研究開発及び販売
- (3) 教育機関へのストリートダンス指導者の派遣
- (4) ストリートダンス指導者の育成及び資格認定
- (5) ストリートダンス文化の振興及び継承のためのダンス指導及び資格認定
- (6) ストリートダンス関連商品の研究開発及び販売
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、ストリートダンス又は教育について

の知識技能が顕著であるとして、正会員の推薦を受けて入会した個人。

(2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人。

(3) JSDEI 認定 G.S.R. レッスンスタジオ この法人の目的に賛同し、所定の入会条件を満たして入会した、G.S.R.(General Steps Routines)の普及に努める団体。

(4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、会員になったとき及び毎年、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 この法人の運営上特に必要がある場合には、総会の決議を経て、会員から臨時に運営費を徴収することができる。

(任意退会)

第8条 会員は理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(3) 第7条の支払い義務を3か月以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員の同意があったとき。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び支給基準
- (4) 貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 会則及び会費規程の変更
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3箇月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、代表理事に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して請求があったときに、開催するものとする。

(議長)

第15条 総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該総会で議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面及び代理人によりその議決権を行使する者は出席とみなす。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第19条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
 - (2) 監事 1名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
 - 3 代表理事以外の理事のうち4名以内を業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事及び監事のうち親族関係等のある者の割合制限)

第21条 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその配偶者又は三親等内の親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会の定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によっていつでも解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(損害賠償責任の一部免除)

第27条 当法人は、役員一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の損害賠償責任について、法令の定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(事務局及び職員)

第28条 この法人の事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長は、理事会の承認を得て、代表理事が任免する。
- 3 事務局長以外の職員は代表理事が任免する。
- 4 職員は有給とする。
- 5 事務局の組織その他については理事会において決議する。

(研究指導員)

第29条 この法人の事業であるストリートダンス指導者の育成及び資格認定、ストリー

- トダンス教材の研究開発等を行うため、研究指導員を置くことができる。
- 2 研究指導員は代表理事が任免する。
 - 3 研究指導員は有給とする。

第6章 理事会

(構成)

- 第30条 この法人に理事会を置く。
- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) この法人の業務執行の決定
 - (2) 理事の職務の分担、及び執行の監督
 - (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
 - (4) 事務局長の任免についての承認
 - (5) その他理事会で決議するものとして法令、又はこの定款で定められた事項

(招集)

- 第32条 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

- 第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(報告の省略)

- 第35条 理事及び監事は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条の要件を満たしたとき、理事会への報告を省略することができる。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 この法人の事業年度は、毎年8月1日に始まり翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第39条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 この法人は、総会の決議その他法令に定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第42条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第43条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

附則

(細則の制限)

第45条 この定款の施行について必要な細則は理事会の決議により定める。

第46条 この定款は、公益認定を受けたと同時に効力が発生するものとする。